

会 議 録

会議の名称		令和5年度第1回つくば市農業委員会委員候補者選考会		
開催日時		令和5年12月4日(月) 開会 15:00 閉会 15:45		
開催場所		つくば市役所5階 庁議室		
事務局(担当課)		つくば市農業委員会事務局(農業行政課)		
出席者	委員	中野幸夫、久松美一、吉原利夫、飯野哲雄、松本玲子、宮城海代子、片野博司、浅野洋子		
	その他	欠席者 納口るり子		
	事務局	鳴海農業委員会事務局長、天貝農業行政課長、飯泉農業行政課長補佐、今野農業行政課係長、渡邊農業行政課主任		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	1人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 選考会会長及び副会長の選出について (2) 選考要領案等の説明 (3) その他		
会議録署名人		吉原利夫、片野博司	確定年月日	令和5年12月26日
会議次第	1 開会 2 選考会委員紹介 3 事務局職員紹介 4 会議録署名委員の選任 5 協議事項 (1) 選考会会長及び副会長の選出について (2) 選考要領案等の説明 (3) その他 6 閉会			

【午後3時 開会】

事務局（鳴海事務局長）

それでは、只今から、第1回農業委員会委員候補者選考会を開会いたします。

本日は、御多忙の折、当選考会にお越しいただきありがとうございます。

私、司会進行をさせていただきます農業委員会事務局長の鳴海と申します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付させていただいた会議資料に基づき、事務局から選考委員の御紹介をさせていただきます。経歴や役職等については省略させていただきますが、名前を読み上げさせていただきますので、読み上げられましたらその場で御起立いただければと思います。よろしくお願いいたします。

はじめに、飯野 哲雄（いいの てつお）委員でございます。

松本 玲子（まつもと れいこ）委員でございます。

宮城 海代子（みやぎ みよこ）委員でございます。

片野 博司（かたの ひろし）委員でございます。

吉原 利夫（よしはら としお）委員でございます。

中野 幸夫（なかの ゆきお）委員でございます。

久松 美一（ひさまつ よしいち）委員でございます。

浅野 洋子（あさの ひろこ）委員でございます。

もうお一方、納口 るり子（のうぐち るりこ）委員がいらっしゃいますが、本日は、欠席の連絡がございました。以上9名の皆様でございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、選考会を代表しまして、飯野副市長から御挨拶申し上げます。

飯野副市長

皆さん、改めましてこんにちは。

本来ですと、五十嵐市長が御挨拶申し上げますところでございますが、本日は所要のため出席がかないませんでしたので、代わりまして私の方から御挨拶申し上げます。

まず、皆様お忙しい中、この選考会の委員を御快諾いただきまして、誠にありがとうございます。現職の農業委員ですが、令和6年5月18日で任期満了となり、農業委員の選考につきましては、以前は選挙で選ばれていましたが、平成28年に農業委員会等に関する法律の改正があり、公選制から議会の同意を得て市長が任命する形になりました。つくば市の場合は法改正後、今回で3回目の選考となります。任命過程の公平性や透明性を確保するために、この選考会を設置しているところでございます。つくば市における農業の現状ですが、既に皆様もお考えのとおりかも知れませんが、全国的な農業従事者の高齢化や、零細農家の後継者不足、こういったものがつくば市でも顕著にみられます。

従いまして、遊休農地が増える、あるいは昨今の原油高に伴う農業資材や肥料等の高騰などの影響を受けまして、農業を取り巻く環境は、大変厳しい状況になっています。そういった背景を踏まえますと、農業委員会の大きな役割である農地利用の最適化、これを推進するためにも、新しい農業委員の選考は大変重要でございます。委員の皆様方には、慎重なる御審議を頂ければ幸いです。選考会は、今日と12月21日を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局（鳴海事務局長）

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

改めまして、私は農業委員会事務局長の鳴海と申します。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、農業委員会事務局農業行政課長の天貝でございます。

事務局（天貝課長）

天貝です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（鳴海事務局長）

続きまして、農業行政課長補佐の飯泉です。

事務局（飯泉課長補佐）

飯泉と申します、よろしくお願いします。

事務局（鳴海事務局長）

農業行政課農政企画係長の今野です。

事務局（今野係長）

今野です、よろしくお願いいたします。

事務局（鳴海事務局長）

農政企画係主任の渡邊でございます。

事務局（渡邊主任）

渡邊です、よろしくお願いいたします。

事務局（鳴海事務局長）

それでは、先ほど、納口るり子委員から欠席する旨の連絡がありましたので御報告させていただきましたが、本日の選考会における出席委員数は、委員総数9名のうち、出席8名、欠席1名となりまして、当選考会条例第6条第4項の規定により、過半数に達しておりますので、当選考会は成立いたします。

なお、本日の選考会は公開としており、傍聴の方の入室を認めております。つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例施行規則第7条の規定に基づき、写真撮影又は録音の申し出があった方につきましては許可することといたします。

事務局（鳴海事務局長）

では、協議事項に入る前に、会議録署名委員の選任を行います。

会議録署名委員については、私から指名させていただくことに御異議ございませんでしょうか。

<全委員から「異議なし」との声>

事務局（鳴海事務局長）

異議なしの声がございましたので、会議録署名委員は、吉原委員と片野委員を指名させていただきます。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長を指名いたします。

それでは、これより協議事項に入らせていただきます。

会議次第の5(1)の協議事項の選考会会長及び副会長の選出について協議いたします。まず、会長の選出につきましては、つくば市農業委員会委員候補者選考会条例第5条第2項の規定に基づき、選考委員の互選により決めることになっております。会長の選出について、どのようにいたしましょうか。

中野委員

飯野副市長にお願いしてはどうでしょうか。

事務局（鳴海事務局長）

中野委員から、会長に飯野副市長を推す意見がございましたが、会長を飯野副市長に決定することに全員御異議はございませんでしょうか。

<全委員から「異議なし」との声>

事務局（鳴海事務局長）

全員異議なしと認め、会長を飯野副市長に決定することといたします。

それでは、当選考会条例第6条第3項の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は飯野副市長にお願いいたします。

飯野会長

それでは、選考会条例に基づきまして、議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですが、副会長の選出について協議いたします。副会長の選出

につきましても、つくば市農業委員会委員候補者選考会条例第5条第2項の規定に基づき、選考委員の互選により決めることになっております。副会長の選出について、御意見などございましたらお願いいたします。

中野委員

経済部長の片野さんをお願いしたらどうでしょうか。

飯野会長

中野委員より副会長に片野経済部長という意見がございましたが、副会長を片野経済部長に決定することに全員御異議ございませんでしょうか。

<全委員から「異議なし」との声>

飯野会長

全員異議なしと認め、副会長を片野経済部長に決定することといたします。

続きまして、片野副会長より御挨拶を頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

片野副会長

只今副会長を仰せつかりました、片野です。どうぞよろしくお願いいたします。飯野会長を支えまして、この会議が公平公正に、そして円滑に進められますよう尽力したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

飯野会長

ありがとうございました。

続きまして、協議事項(2)つくば市農業委員会委員候補者の選考に関する要領案について協議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（今野係長）

では事務局から御説明申し上げます。「つくば市農業委員会委員候補者の選

考に関する要領案」、それから「配付資料」について御説明申し上げます。

お手元に配付した資料を御覧ください。

各資料の右上に会議次第に記載した資料番号を表記してございます。

まず、資料1が今回の選考に関する要領の案になっております。続く、採点表に当たる資料2と資料3の選考シートと共に後ほど詳しく説明させていただきます。

続いて、資料を送っていただき、右上に資料4と表記されたエントリーシートを御覧ください。こちらに、今回の農業委員にお申し込みいただいた方が、志望動機、農業経験、地域における活動内容などを自書しております。後日、推薦書などと共に各候補者が記載したものを配付させていただく予定です。主にこちらのエントリーシートに基づき各委員の皆様には評価を頂くこととなります。

続いて、1枚お送りいただき、資料5を御覧ください。資料5は当選考会の名簿となっております。当選考会9名の委員名が記載されております。

続きまして、資料6から資料8までについてですが、当選考会の構成、委員報酬額、農業委員の定数、任命方法などに関する市の根拠条例と規則になりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

最後の資料9は、農業委員の募集をかけた際の案内文になっております。農業委員の役割、資格、報酬などについての説明がありますので、評価にお役立てください。

それでは、資料にお戻りいただき、資料1の選考要領案について、事務局案を説明申し上げます。

はじめに、1の趣旨ですが、当要領は、つくば市農業委員会委員候補者選考会条例第2条に基づき、つくば市農業委員会委員候補者選考会が農業委員候補対象者を評価し、候補者として市長に答申するために必要な事項を定める旨を述べています。

続きまして、2の選考する農業委員についてです。選考する農業委員会の委員構成は、農業委員会等に関する法律第8条第6項で定める農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない中立委員1名、それ以外の委員23名の計24名となることを明記しています。

3の評価方法では、(1)で選考委員の皆様には、候補者から提出された「つくば市農業委員候補者エントリーシート」と、「応募申込書」又は「法人等からの推薦書」などに基づいて評価することを記載しています。

(2)では、様式第1号、第2号、配付した資料ではそれぞれ資料2と資料3となりますが、各々の選考シートにより評価・評点付設を行うことを記載しています。

(3)では、選考シートによる評価以外に、当選考会において、農業委員会の業務遂行に当たり必要な事項について協議し、選考結果に反映できる旨を記載しております。

4の市長答申については、選考シートの評価結果一覧や必要と考えられる事項があればその資料を含めて農業委員候補者選考会の選考結果を市長へ答申することを規定しております。なお、市長は、答申された内容に基づき、24名の委員候補者の選任案を議会へ上程し、同意を得た後、来年5月に任命することとなります。

それでは、具体的な評価基準の明示と採点表に当たる選考シート案についての説明をさせていただきます。資料2の選考シート案を御覧ください。お手数ですが、資料4のエントリーシートと合わせて説明いたしますので、資料4も御用意ください。

資料3の選考シート案は、農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない中立委員用となり、資料2の中立委員以外の選考シートの評価項目から6項目を除外したものとなっていますので、資料3については説明を割愛し、資料2の選考シート案と資料4のエントリーシートで説明させていただきます。

資料2の選考シート案は、左から、評価項目、評価の視点、評価基準、評点で構成されています。評価項目は1番から17番までありますので、候補者を1名ずつ、こちらのシートの項目に沿って評点付設します。

今回御応募又は推薦された方は、24名の定員に対して39名おります。内訳は、中立委員の申込みが1名、中立委員以外が38名でした。中立委員は資料3で、中立委員以外は資料2の選考シートを用いて評価していただくことになります。

資料2の選考シート表面のA評点の全評価項目と裏面B評点の評価項目 11

までは、委員候補者の応募書類等から事務局であらかじめ評点付設いたします。選考委員の皆様には評価していただくのは、裏面B評点の評価項目 12 から 17 までとなります。

表面A評点については、評価項目 1、2 の認定農業者、農業三士の資格の有無を評価基準に従って事務局が確認し、あらかじめ評点付設いたします。評価項目 3 の農業収入については主に作付面積と作物の種類から事務局が農業収入額を算出し評点付設いたします。評価項目の 4 から 10 につきましては、応募書類等から、その事実を事務局が調査・確認しあらかじめ評点付設いたします。以上、表面のA評点は 50 点満点となり事務局側で評点付設いたします。

続きまして資料 2 裏面の B 評点をご覧ください。

評価項目 11 は、減点項目となりまして、先ほど申し上げたとおり、事務局側で評点付設いたします。減点項目は、2 項目あり、本年 10 月 1 日現在で違反転用と過去 3 か年度における市税滞納の有無を事務局側で調査し反映させます。なお、違反転用については、農地法に反する転用があった場合-5 点とし、農地法以外の都市計画法や建築基準法などにも反する転用があり、かつ、農地への復元が困難な場合-10 点としています。

以降、評価項目 12 から 17 までは選考委員の皆様には評点付設をお願いいたします。

まず評価項目 12 の「委員としての責務と意欲」については、主に資料 4 のエントリーシート 1 番の「志望動機」から、その期待度を 10 点から 1 点までの 5 段階で、その期待度を判断し、該当評点に丸を付けていただきます。

評価項目 13 の「農業に関する識見、業務遂行能力」については、エントリーシートの 2 番中段の「農業に関する技術や見識を深めるために行った経験」や 1 番の「志望動機」などから、その実績や能力を読み取り、該当評点に丸を付けていただきます。評価項目 14 の社会貢献については、エントリーシートの 3 番から社会貢献の実績や度合いを判断し、該当評点に丸を付けていただきます。評価項目 15 の「地域での指導力」については、エントリーシートの 2 番の「地域における農業指導経験等」から、地域での指導力の期待度を判断し、該当評点に丸を付けていただきます。ここまでは、10 点満点の評点で、評価項目 16 及び 17 は、5 点満点の評価となります。評価項目 16 の「地域からの信頼」に

については、主にエントリーシートの3番及び4番の「農業団体の役員、団体内組織の経験」から、地域での活動で信頼を得ているか、その取組内容を読み取り、該当評点に丸を付けていただきます。評価項目17は、エントリーシートの表面1～3番及び裏面5番の栽培作物などから、農業に対して先進的な取組を行っている、あるいはその支援を行ったり携わったりしているかを評価していただきます。

また、選考シートの3頁目には、農業委員としての「適性に関する事項」があります。こちらは欠格事項となり、1つでも該当があれば、評点数の結果にかかわらず失格となります。

以上、配付資料と選考会で御審議いただく「選考要領案」と「選考シート案」について事務局から説明させていただきました。説明は以上となります。

飯野会長

ありがとうございました。それでは、只今の説明について、御質問等がありましたらお願いいたします。

松本委員

それでは2点質問します。まず一つ目、選考シートの点数の付け方ですが、委員間でばらつきが出るのは避けたいと思いますので、10点、7点、5点などの基準があるのではないかと思いますのですが、またその中間の数字はつけちゃいけないのかとか、その辺の説明を頂きたいのと、適性に関する欠格事項は委員が判断するのではなくて、事務局の方で事前に判断してもらえるという考えでよろしいのか、その2点を教えてください。

事務局（天貝課長）

事務局の方からお答えいたします。まず一つ目の点数と欠格事項のお話でございますけど、欠格事項につきましては事務局で事前に調査をしておりますので、こちらの方は事務局の方で判断をして第2回の選考会の方で告示をしたと思います。

事務局（鳴海事務局長）

点数につきまして、評価のあまからということがございますが、こちらは選考会で御承認いただきましたら、先ほどの説明の中にも加えてはいたのですが、各評点の5段階の基準の説明を補足説明資料という形で記載しておりますので、後程お持ちしたいと思っております。

松本委員

ではその時にまた質問します。大丈夫です。

飯野会長

それではそのほか、いかがでしょうか

久松委員

これ、地域性というのは全く無視ですか。というのは、今やっている人に聞くと、この地区は少ない、この地区は多すぎるとか、私も農業委員を経験しましたが、例えば荃崎地区は2人なのですが、それが病欠とか何かした場合に、許可制度の現地調査があるのですが、1人で決めるしかない。そうすると1人では負担が大きくなってしまって、自分が全部責任を取るという形になりかねない。皆さんでやればいいんでしょうけど、地区ごとに現地を調査する時に問題が出ないだろうかというのが1点。それと、これは事務局で判断することなのですが、前に違反転用したかどうか、例えばこれが本人じゃなくその親がやったということまで前回は載っていた。ただ親がやったことに対して責任を取るのかということ。その辺をちょっと考えていただきたいと思うのですが。知らない間にやったと言っている人もいました。それがあるのでちょっと考えていただきたいと、そう思います。

事務局（鳴海事務局長）

2点の御質問ありがとうございました。1点目の御質問に関してですが、平成28年4月1日施行の、農業委員会等に関する法律の法改正後、合併前の旧6か町村を対象範囲とした選挙区割りは廃止となっています。

ただし、毎月の許可申請を審議する農業委員会総会の開催に当たり、その前段で旧 6 か町村の地元の農業委員で構成する現地調査会を実施しておりまして、許可判断の方向性を示す、そのような実情もありますので、第 2 回の選考会において、選考シートの評価結果に照らし合わせて検討していただくことも想定していますが、その件に関しては、後ほど選考会で御審議いただければと思っております。具体的に、荃崎地区は現行 2 名になっていますことを危惧しての質問であったかとも思うのですが、現行 2 名による荃崎地区の現地調査会は円滑に進んでいるという事実はあるのですけれども、確かにもし一人が欠員になってしまったら、という心配もございます。ただし今回の 39 名の候補者中、荃崎地区においては 2 名だったものですから、最大でも 2 名の選出ということになります。今、谷田部地区の農業委員につきましては 2 名しかおらず、かつ、申請件数も一番多い地区なのですが、毎月の現地調査会に当たっては、ほかの地区からそれぞれ支援をして 2 名以上で行うよう実施しておりますので、そういった工夫もしていければと考えております。

事務局（天貝課長）

もう一点、違反転用に関する件でございますけれども、本人以外の親がやった場合と、違反転用にも事情があるということで、前回は色々調査をさせていただいたところですが、農業経営は一般的に家族経営ということで、同一世帯での経営が主流でございました。そういった観点からも、親がやったから知らないというのはあまり好ましくないということでございまして、今回の評価基準におきましては、農地法に違反する転用がある場合は－5 点、また、農地法だけでなくそれに関連した他法令、都市計画法であったり建築基準法であったり、そういった違反もある場合は、－10 点ということで、評点差をつけているところです。前回は調査した結果、人数も多かったということでして、本人から聞き取り調査等をしたところでございますけれども、今回は現段階においてはそれほどいないということです。そういった点も含めて、今回の選考シート案としておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

飯野会長

いかがでしょうか、よろしいでしょうか

久松委員

親子一緒だからって言いますけど、今現在親子で一緒にやっている人、かなりいますか？ 前回は、たまたま私の知り合いなのですが、親が違反転用したというので、その場でびっくりして、その転用の取消しを後から何か出したけど、何と言ったらいいいのか、全く知らなかったということですよ、そういうのがあったみたいなのですが。

事務局（鳴海事務局長）

貴重な御意見ありがとうございました。違反転用につきましては、若干いるようでございますので、第2回の選考会の際に、事務局側の評点付設したものの詳細な説明を差し上げたいと思います。御本人なのか、世帯の方なのか、その際にはまた御審議いただければ、そのように思います。前回はやむを得ない事情、例えば基盤整備とか、そういったことで本人が自覚していないような違反転用というものがあり、点数に差異をつけたというところもございますので、御本人なのか、世帯の方なのかということをつまびらかにした上で、第2回選考会で事務局から御説明差し上げたいと思いますがよろしいでしょうか。

久松委員

はい、わかりました。

飯野会長

はい、よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは御質問等ないようですので、協議事項の採決をいたしたいと思います。つくば市農業委員会委員候補者の選考に関する要領（案）と選考シート（案）を原案のとおり決定することによろしいでしょうか

<全委員から「異議なし」との声>

飯野会長

御異議なしということですので、異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することといたします。

次に、協議事項の(3)その他について、委員の皆様から何かございますか。

吉原委員

先ほど、農業委員の地区バランスのことがあったかと思いますが、そのことにつきましては、今回の選考会で行ってはどうかということをお聞かせ願えませんか

飯野会長

はい、では事務局からよろしくお願いします。

事務局（鳴海事務局長）

はい、では事務局から回答させていただきます。先ほど、久松委員から御質問あった時に説明させていただいたものと重複する部分がございますが御了承ください。農業委員会等に関する法律の法改正後、選挙区割りは廃止となっています。更にその法改正の際には市全域を28地区に区分して28人の農地利用最適化推進委員が創設されておりまして、推進委員は農業委員をサポートするという役割ですので、地域の実情に関するアドバイスとかもできる体制にはなっています。

ただし、市全域は農地面積が県内2位であり、農地法に関する許可申請件数に関しましては県内随一の数となっております。そういった面で多角的な選考を行う上では、地区バランスに関しても選考会で御検討いただくことも想定しておりますが、検討そのものを選考会で行うのか、行わないのかといったことについて御審議いただければと思います。

飯野会長

それでは、私の方から改めて確認なのですが、地区バランスについては市内全域が一つの選挙区ということになっていきますけれど、選考シートの結果につ

いて、極端な差があると色々と後の運営に支障が出るのではないかということもありますので、評価の結果を一旦見てみまして、その結果によっては更なる検討が必要な状況かどうかを判断して、それからこの会議の中で皆様に御協議していただく、ということによろしいでしょうか

<全委員から「異議なし」との声>

飯野会長

じゃあ、そのような取り扱いということで行きたいと思います。ありがとうございました。

そのほか何かありますでしょうか

松本委員

先ほどの点数の補足資料を確認させてください。点数の補足資料を第1回で確認しないと、採点にばらつきが出てしまうと思うので、口頭での説明をお願いします。

事務局（鳴海事務局長）

選考シートにつきましては、あくまでも案ということですが、御承認いただきましたら、その先も考えておりまして、補足説明資料を用意しています。お手数ですが、もう一度選考シート資料2の裏面B評点のところを御覧いただけますでしょうか。選考シートにつきましては、12月6日頃にB評点の11までを事務局で評点付設したもののプレプリいたしまして、事務局の方でお持ちしようと思っています。12から17につきましては、補足説明資料においては、評価12及び17については、10点：大変期待できる、7点：期待できる、5点：中間点として普通である、3点：期待できるかやや不安、1点：期待できない、というような判断基準を掲載しておりまして、基本的には、迷った場合は中間点の5点を付設していただき、更にその上乘せがある場合は7点、更に期待ができる場合は10点ということで、12から15に関しては、そのような形になってございます。更に評価項目13、14、15につきましては、やはり5点が中

間点となっていますが、例えばその上の7点に関しては、実績又は能力が優れている、更に大変優れている場合は10点ということとしています。3点につきましては、実績・能力がやや劣る、1点につきましては、実績又は能力が乏しいということにしております。同様に、16、17に関しましても、3点を中間点として、4点は取組等が優れており今後も期待できる、5点は今後も大いに期待できるということで、逆に2点は取組等がなされていたとは言い難い、1点は取組等はなされておらず今後も期待はできない、という判断基準の表を補足説明資料に明示しましてお配りしたいと考えております。ただ、迷ったり、つけ難かったりという部分に関しましては、基本的には中間点を基本とした評点付設をお願いできればと、そのように考えております。以上でございます。

松本委員

はい、わかりました。そうすると、もう一回確認ですが、7点と10点の間の中間点、例えば8点とか9点という点数の付け方はしないで、この5段階評価をする、ということでよろしいですね。＜事務局が「はい。」と返答＞

わかりました。

飯野会長

そのほか、いかがでしょう。

私の方から、いいですか？ これはあくまで点数をつけるだけであって、例えば足切り、何点以上ないと不適格、という判断はしないでですね。

事務局（鳴海事務局長）

お答えします。本選考会は、文字どおり「選考」でございますので、競争試験のように完全に点数上位者のみを決めるものではありません。選考においては多角的な視点も必要ですので、客観的指標として点数化した選考シートによる点数上位者を重んじはしますが、例えば質問にあった地区バランスなど、要領案でも評価結果以外にも検討しうる部分があった場合には、選考結果に反映できるというように記載しておりますので、本件に関しましては、選考ということに鑑みまして、足切り点数は設けないという提案になっております。

飯野会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか

それでは、御質問がないようですので、以上で協議事項は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年度第1回つくば市農業委員会委員候補者選考会を閉会といたします。

【午後3時45分閉会】

事務局（鳴海事務局長）

会長、委員の皆様、お疲れ様でした。また、慎重かつ厳正なる御審議をありがとうございました。先ほど御承認をいただきました、選考シートにつきましては、表面A表の全項目、裏面B表の減点項目、2枚目に適性に関する事項がありますが、そのいずれに関しましても事務局が評点付設したものに、評価の際に参照いただくエントリーシート、それに団体等からの推薦書、本日の説明内容を文章化した、先ほど説明させていただきました選考シートの補足説明資料などと共に39名分御用意いたしまして、12月6日頃までに、私共が持参し、各委員の皆様に直接配付させていただく予定でございます。委員の皆様は、配付された選考シート39名分を、配付資料などを基に御評価いただき、12月21日の第2回選考会当日の午前中までに、農業委員会事務局に御提出いただけますようお願い申し上げます。

最後に、次回の選考会は、12月21日（木）午後3時からコミュニティ棟3階の会議室A・Bでの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の会議は終了とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

会議録署名委員

片野 博司

会議録署名委員

高 原 利 久

令和５年度 つくば市農業委員会委員候補者選考会
第１回 選 考 会 会 議 次 第

日時 令和５年12月４日（月）
午後３時から
場所 庁議室

- 1 開 会
- 2 選考会委員紹介
- 3 事務局職員紹介
- 4 会議録署名委員の選任
- 5 協議事項
 - (1) 選考会会長及び副会長の選出について
 - (2) 選考要領案等の説明
 - (3) その他
- 6 閉 会

《協議資料》

- 資料１ つくば市農業委員会委員候補者の選考に関する要領（案）
資料２ つくば市農業委員会委員候補者選考シート（案）
資料３ つくば市農業委員会委員候補者選考シート（中立委員用）（案）
資料４ つくば市農業委員候補者エントリーシート

《参考資料》

- 資料５ つくば市農業委員会委員候補者選考会委員名簿
資料６ つくば市農業委員会委員候補者選考会条例
資料７ つくば市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数
に関する条例
資料８ つくば市農業委員会委員の任命に関する規則
資料９ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

令和5年度つくば市農業委員会委員候補者の選考に関する要領（案）

1 趣旨

この要領は、つくば市農業委員会委員候補者選考会条例第2条に基づき、つくば市農業委員会委員候補者選考会（以下「選考会」という。）が農業委員候補対象者（以下「対象者」という。）を評価し、候補者として市長に答申するために必要な事項を定めることを定めるものとする。

2 選考する農業委員会の委員

候補者から選考する農業委員会の委員は以下のとおりとする。

- (1) 農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第8条第6項の委員1名
- (2) それ以外の委員23名

3 評価方法

対象者の評価方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 選考会は、「つくば市農業委員候補者エントリーシート」、「つくば市農業委員会委員応募申込書」、「つくば市農業委員会委員推薦書(法人又は団体用)」、「つくば市農業委員会委員推薦書(個人用)」等に基づいて対象者を評価する。
- (2) 対象者の評価は、「つくば市農業委員会委員候補者選考シート」（様式第1号）により行う。ただし、法第8条第6項の委員を選考する場合は、「つくば市農業委員会委員候補者選考シート（中立委員用）」（様式第2号）により行うものとする。なお、選考シートには、対象者の農業委員会の委員としての適性に関する事項を付記する。
- (3) 選考会は、(2)の評価以外に、農業委員会業務を円滑に遂行するために必要と考える事項について協議し、選考結果に反映することができる。

4 市長への答申

選考会は、次に掲げる事項を市長へ答申するものとする。

- (1) 上述2の(1)及び(2)に掲げる農業委員会委員の選考結果
- (2) 上述3の(2)に掲げる様式第1号及び2号による選考会の評価結果一覧
- (3) 評価結果一覧以外に選考結果に反映させた事項がある場合、その説明資料

つくば市農業委員会委員候補者選考シート(案)

資料 2

氏 名	
地 区	地 区

A評点(50点)

評価項目		評価の視点	評価基準	評点
1	認定農業者等	認定農業者等の該当 ※令和5年12月1日を 基準日とする	認定農業者又は認定農業者である法人の役員等	5
			認定農業者等に準ずる者	3
			該当なし	1
2	農業三士	農業経営士 女性農業士 青年農業士 の該当	該当あり ※過去の該当者を含む	5
			該当なし	1
3	農業収入	作付面積等から算出した農業収入	500万円以上	5
			250万円以上500万円未満	3
			250万円未満	1
4	農業団体における役員経験	経歴から判断	農業協同組合の役員経験者(組合長理事、専務理事、常務理事) 大規模3土地改良区理事長、農業共済組合長の経験者	5
			農業協同組合、農業共済組合又は土地改良区の理事経験者 その他農業に関係する団体や法人、基盤整備事業等の代表経験者	3
			この評価項目内の評点5及び評点3に記述された役員経験なし	1
5	農業委員の経験	農業委員の経験期数 (1期のカウントは、任期満了を条件とする。 ただし、今期については令和5年10月1日に在任していれば1期とみなす。)	農業委員経験者 4期以上 又は 農業委員会長経験者	5
			農業委員経験者 3期 又は 農業委員会長代理職経験者	4
			農業委員経験者 2期	3
			農業委員経験者 1期	2
			農業委員経験なし	1
6	地域からの推薦状況	推薦者 (複数該当の場合はどれか1つ加点の多いもの)	農業協同組合、農業共済組合、土地改良区からの推薦 各集落常設区会からの推薦	5
			上記団体の下部(内部)組織からの推薦 農業、一般、NPOの各法人からの推薦	3
			個人からの推薦	2
			自らの応募	1
7	地域情勢への精通	住所が市内であるか	市内	5
			市外	1
8	所有農地等の状況	市内にある所有農地及び借入地の管理状況や農地利用の最適化推進 ※令和5年10月1日を基準日とする	遊休農地はなく、かつ、担い手として農地の集積・集約化を図っている	5
			遊休農地はない	4
			遊休農地はあるが、やむを得ない事情によるものである(1割未満)	3
			遊休農地がある(所有農地等の2割未満が遊休農地)	2
			遊休農地がある(所有農地等の2割以上が遊休農地)	1
9	年齢への配慮 ※令和6年5月19日を基準日とする	若年層の活躍推進	40歳未満	7
			50歳未満	5
			60歳未満	3
			60歳以上	1
10	性別への配慮	女性の活躍推進	女性	3
			男性	1

氏名

B評点(50点)

評価項目		評価基準	評点
11	農地法第4条・第5条に反する農地転用の有無 (市内にある所有農地について令和5年10月1日現在で違反転用があるかどうか)	違反転用はない	0
		農地法に反する転用がある	-5
		農地法及び他法令に反する転用があり、加えて農地への復元も困難	-10
	つくば市税の滞納(令和4年度から遡って過年3か年度内で滞納があり、かつ、令和5年10月1日現在も引き続き未納の状態にある)	滞納はない	0
		滞納がある	-5
12	委員としての責務と意欲	委員としての責務を十分に理解し意欲旺盛であるか	10
			7
			5
			3
			1
13	農業に関する識見、業務遂行能力	これまでの経歴等からみて、農業に関する識見を有し、職務を適切に行うことができるか	10
			7
			5
			3
			1
14	社会貢献	推薦・応募の理由が公的な貢献を目的としたものか	10
			7
			5
			3
			1
15	地域での指導力	地域での指導力を発揮できるか	10
			7
			5
			3
			1
16	地域からの信頼 地域住民との協働、協調	地域と協調した活動ができるか 地域から信頼を得られるか	5
			4
			3
			2
			1
17	農業に関する先進的な取組姿勢	農業に関して先進的な取組を自ら行っている、または他者の先進的な取組に対して積極的に支援を行っているか	5
			4
			3
			2
			1

A評点	/ 50
B評点	/ 50
合計評点	/100

【適性に関する事項】

氏名

令和5年10月1日時点において、以下の項目のいずれかに該当する場合は、合計評点数の結果にかかわらず失格とする。

	欠格事項	調査結果
1	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	非該当
		該当(失格)
2	禁錮以上の刑に処せられその執行が終わっていない者	非該当
		該当(失格)
3	暴力団等と密接な関係がある者 (つくば市暴力団排除条例第2条の暴力団等)	非該当
		該当(失格)

つくば市農業委員会委員候補者選考シート(中立委員用)(案)

資料 3

氏 名	
地 区	地 区

A評点(25点)

評価項目		評価の視点	評価基準	評点
1	農業委員の経験	農業委員の経験期数 (1期のカウントは、任期満了を条件とする。 ただし、今期については令和5年10月1日に在任していれば1期とみなす。)	農業委員経験者 4期以上 又は 農業委員会長経験者	5
			農業委員経験者 3期 又は 農業委員会長代理職経験者	4
			農業委員経験者 2期	3
			農業委員経験者 1期	2
			農業委員経験なし	1
2	地域からの推薦状況	推薦者 (複数該当の場合はどれか1つ加点の多いもの)	農業協同組合、農業共済組合、土地改良区からの推薦 各集落常設区会からの推薦	5
			上記団体の下部(内部)組織からの推薦 農業、一般、NPOの各法人からの推薦	3
			個人からの推薦	2
			自らの応募	1
3	地域情勢への精通	住所が市内であるか	市内	5
			市外	1
4	年齢への配慮 ※令和6年5月19日を基準日とする	若年層の活躍推進	40歳未満	7
			50歳未満	5
			60歳未満	3
			60歳以上	1
5	性別への配慮	女性の活躍推進	女性	3
			男性	1

氏名

(中立委員用)

B評点(45点)

評価項目		評価基準	評点
6	農地法第4条・第5条に反する農地転用の有無 (市内にある所有農地について令和5年10月1日現在で違反転用があるかどうか)	違反転用はない	0
		農地法に反する転用がある	-5
		農地法及び他法令に反する転用があり、加えて農地への復元も困難	-10
	つくば市税の滞納(令和4年度から遡って過年3か年度内で滞納があり、かつ、令和5年10月1日現在も引き続き未納の状態にある)	滞納はない	0
		滞納がある	-5
7	委員としての責務と意欲	委員としての責務を十分に理解し意欲旺盛であるか	10
			7
			5
			3
			1
8	農業に関する識見、業務遂行能力	これまでの経歴等からみて、農業に関する識見を有し、職務を適切に行うことができるか	10
			7
			5
			3
			1
9	社会貢献	推薦・応募の理由が公的な貢献を目的としたものか	10
			7
			5
			3
			1
10	地域での指導力	地域での指導力を発揮できるか	10
			7
			5
			3
			1
11	地域からの信頼 地域住民との協働、協調	地域と協調した活動ができるか 地域から信頼を得られるか	5
			4
			3
			2
			1

A評点

/ 25

B評点

/ 45

合計評点

/ 70

【適性に関する事項】

氏名 _____ (中立委員用)

令和5年10月1日時点において、以下の項目のいずれかに該当する場合は、合計評点数の結果にかかわらず失格とする。

	欠格事項	調査結果
1	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	非該当
		該当(失格)
2	禁錮以上の刑に処せられその執行が終わっていない者	非該当
		該当(失格)
3	暴力団等と密接な関係がある者 (つくば市暴力団排除条例第2条の暴力団等)	非該当
		該当(失格)

資料 4

記入日：令和 年 月 日
※候補者本人が記入してください。

[illegible]

5	現在の主な栽培作物と栽培面積	<作物名> <栽培面積> ・ m² ・ m² ・ m² ・ m² 上記のうちハウスで栽培している作物と栽培面積 <作物名> <栽培面積> ・ m² ・ m² ・ m²
6	所有する農地の中に遊休農地（管理していない農地）がある方は、その理由を具体的に記載してください	
7	農業委員の経験（ある場合のみ）	農業委員経験 期（ 年～ 年まで）
8	最終学歴 ※議会に提出する議案資料作成に必要となるため、記載してください	

つくば市農業委員会委員候補者の選考に際し、関係書類の提出に代えて、市税の納付状況について、公簿を照会することに同意します。

令和 年 月 日

署名_____

資料 5

令和5年度つくば市農業委員会委員候補者選考会委員名簿

氏名	区分	経歴・役職等
納口 るり子	学識経験者	筑波大学名誉教授 (専門 農業経営学)
中野 幸夫	認定農業者	元農協専務理事 元農業委員
久松 美一	農業委員経験者	元農業委員
吉原 利夫	農業委員会事務局長 経験者	つくば市教育相談センター 副所長
飯野 哲雄	つくば市の農業施策に 知見を有する者	つくば市副市長
松本 玲子		つくば市副市長
宮城 海代子		つくば地域農業改良普及センター センター長
片野 博司		つくば市経済部長
浅野 洋子		元つくば市経済部管理職員 (農業者)

資料 6

つくば市農業委員会委員候補者選考会条例

平成29年 6 月 30 日

条例第28号

改正 平成29年12月22日 条例第35号

(設置)

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定によるつくば市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の任命に当たり、当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するため、農業委員の候補者を選考するつくば市農業委員会委員候補者選考会（以下「選考会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選考会は、市長の諮問に応じ、農業委員の候補者を選考し、市長に答申する。

(組織)

第3条 選考会は、委員9人以内をもって組織する。

2 選考会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。）
- (3) 農業委員の経験者
- (4) つくば市農業委員会事務局長の経験者
- (5) つくば市の農業施策に知見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任任期とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 選考会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、選考会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選考会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任命後初めての会議は、市長が招集する。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平29条例35・一部改正)

(関係者の出席等)

第7条 選考会は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持の義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 選考会の庶務は、規則で定める部局において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、選考会の運営に関し必要な事項は、会長が選考会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表農地紛争処理委員の項の次に次のように加える。

農業委員会委員候補者選考会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
------------------	-----------	--------

附 則（平成29年条例第35号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

つくば市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

平成29年 6 月30日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、つくば市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及びつくば市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、24人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、28人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年 5 月19日から施行する。

(つくば市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)

2 つくば市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成 3 年つくば市条例第 1 号）は、廃止する。

〇つくば市農業委員会委員の任命に関する規則

平成29年 9 月19日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、つくば市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）の任命に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集の広報)

第2条 市長は、法第9条第1項の規定による推薦の求め及び募集を行うに当たっては、市内の農業者等（同項に規定する農業者等をいう。）に対して次に掲げる方法により広報活動を行うものとする。

- (1) 市及び農業委員会の広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他市長が必要と認める方法

(委員候補者の資格)

第3条 委員として推薦を受ける者及び募集に対し応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者
- (2) つくば市暴力団排除条例（平成23年つくば市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(令5規則77・追加)

(推薦及び応募書類の様式)

第4条 省令第5条第1項の書類の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 個人が法第9条第1項の規定による推薦をするとき つくば市農業委員会委員推薦書(個人用) (様式第1号)
- (2) 法人又は団体が法第9条第1項の規定による推薦をするとき つくば市農業委員会委員推薦書(法人又は団体用) (様式第2号)
- (3) 法第9条第1項の規定による募集に応募しようとするとき つくば市農業委員会委員応募申込書(様式第3号)

2 前項の書類には、市長が別に定める書類を添付するものとする。

(令5規則77・旧第3条繰下・一部改正)

(公表の方法)

第5条 法第9条第2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) つくば市公告式条例(昭和62年つくば市条例第1号)に規定する掲示場への掲示

(令5規則77・旧第4条繰下)

(つくば市農業委員会委員候補者選考会への諮問)

第6条 市長は、法第9条第1項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、委員の任命に当たり、つくば市農業委員会委員候補者選考会にその候補者の選考を諮問するものとする。

(令5規則77・旧第5条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年規則第45号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

つくば市農業委員会委員推薦書(個人用)

つくば市長 宛て

推薦者

ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
住 所	〒	職 業
生年月日	年 月 日 (満 歳)	
連 絡 先	— —	

下記の者をつくば市農業委員会委員に推薦します。

記

推薦を受ける者

ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
住 所	〒	職 業
生年月日	年 月 日 (満 歳)	
連 絡 先	— —	
経 歴		
農業経営 の 状 況	経営作目： 経営面積：	
認定農業者等 の該当の有無	☐ 認定農業者(個人) ☐ 認定農業者(法人)の役員又は使用人 ☐ 該当無し	
農業経営士等 の該当の有無	☐ 農業経営士 ☐ 女性農業士 ☐ 青年農業士 ☐ 家族経営協定締結者 ☐ 人・農地プランの中心となる経営体 ☐ 該当無し	
推薦の理由		
農地利用最適化 推進委員への推 薦の有無	農地利用最適化推進委員に 推薦している ・ 推薦していない	

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

つくば市農業委員会委員推薦書(法人又は団体用)

つくば市長 宛て

推薦者

ふりがな			
法 人 名 (団 体 名)			
ふりがな			
代表者氏名 (管理人氏名)			
住 所	〒		
目 的 (業務内容)			
構成員たる資格		構成員の数	
連 絡 先	— —		

※ 活動内容を紹介するパンフレットなど法人又は団体の性格を明らかにする書類を添付してください。

下記の者をつくば市農業委員会の委員に推薦します。

記

推薦を受ける者

ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
住 所	〒	職 業
生年月日	年 月 日 (満 歳)	
連 絡 先	— —	
経 歴		
農業経営 の 状 況	経営作目： 経営面積：	
認定農業者等 の該当の有無	☐ 認定農業者(個人) ☐ 認定農業者(法人)の役員又は使用人 ☐ 該当無し	
農業経営士等 の該当の有無	☐ 農業経営士 ☐ 女性農業士 ☐ 青年農業士 ☐ 家族経営協定締結者 ☐ 人・農地プランの中心となる経営体 ☐ 該当無し	
推薦の理由		
農地利用最適化 推進委員への推 薦の有無	農地利用最適化推進委員に 推薦している ・ 推薦していない	

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

つくば市農業委員会委員応募申込書

つくば市長 宛て

下記のとおりつくば市農業委員会の委員に応募します。

記

ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
住 所	〒	職 業
生年月日	年 月 日 (満 歳)	
連絡先	— —	
経 歴		
農業経営 の 状 況	経営作目： 経営面積：	
認定農業者等 の該当の有無	☐ 認定農業者(個人) ☐ 認定農業者(法人)の役員又は使用人 ☐ 該当無し	
農業経営士等 の該当の有無	☐ 農業経営士 ☐ 女性農業者 ☐ 青年農業者 ☐ 家族経営協定締結者 ☐ 人・農地プランの中心となる経営体 ☐ 該当無し	
応募の理由		
農地利用最適化 推進委員への応募 の有無	農地利用最適化推進委員に 応募している ・ 応募していない	

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

1 募集期間

令和5年(2023年)10月2日(月) から 令和5年(2023年)10月31日(火) まで

2 募集詳細

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	24人	28人（担当区域ごとに1人） ※担当区域については裏面参照
	※農業委員については、農業委員会業務に利害関係のない方(中立委員)を1人以上任命します。 ※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募できますが、兼務はできません。	
主な役割	・農地法に基づく許認可業務 ・農業に関する改善意見提出 ・担い手への農地利用の集積・集約化 ・遊休農地の発生防止・解消 等	・担い手への農地利用の集積・集約化 ・遊休農地の発生防止・解消 ・新規参入の促進 等
資格	農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関する職務を適切に行うことができる方	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方
	※ただし、以下の方は委員になることができません ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方	
報酬	月額報酬 57,000円 + 活動実績等報酬（会長74,000円） （会長代理63,000円）	月額報酬 24,000円 + 活動実績等報酬
任期	令和6年5月19日から 令和9年5月18日まで	農業委員会が令和6年5月19日以降に委嘱した日から 令和9年5月18日まで
選考方法	農業委員候補者選考会で選考します。	農地利用最適化推進委員候補者選考委員会で選考します。
応募・推薦の方法	応募・推薦書類（農業委員会、各窓口センター、市ホームページに用意）に必要事項を記入の上、募集期間内に農業委員会事務局へ郵送又は直接提出してください。 ※郵送の場合は締切日の消印有効、直接提出の場合は月曜日から金曜日の8：45から16：30まで ※推薦した方、推薦を受ける方、応募した方の情報は市ホームページで公表します。	

つくば市農地利用最適化推進委員担当区域

区域の 名称	担当区域
第１区	大曾根、玉取、若森、佐
第２区	前野、篠崎、長高野
第３区	要、蓮沼
第４区	吉沼、西高野、大砂
第５区	沼崎、酒丸、中東原新田、土田、高野、遠東、百家
第６区	今鹿島、上里
第７区	上郷、木俣、野畑、手子生、田倉
第８区	羽成、飯田、中野、片田、上萱丸、下萱丸、花島新田、西栗山
第９区	谷田部、境田、境松、根崎、古館、東丸山
第10区	真瀬、鍋沼新田、高須賀、高良田
第11区	島名、中別府、下別府、上河原崎、鬼ヶ窪、高田、面野井、下河原崎、水堀
第12区	葛城根崎、苅間、原、西大橋、西岡、小野崎（小池に限る。）、島、西平塚、東平塚、下平塚
第13区	柳橋、平、大白裕、新井、山中、小白裕
第14区	上横場、中内、館野、榎戸、北中妻、赤塚、下原、梶内、南中妻、下横場、稲岡、北中島、市之台、今泉、新牧田、松野木、上原、手代木、西大沼、小野崎（小池を除く。）
第15区	上境、中根、栄、松栄、松塚、横町、大、金田、古来、吉瀬
第16区	上ノ室、花室、妻木、東岡、柴崎、倉掛
第17区	上広岡、下広岡、大角豆
第18区	上野、栗原
第19区	田中、水守、山木、田水山
第20区	沼田、国松、上大島、筑波
第21区	神郡、臼井、小沢、杉木、漆所、大貫
第22区	北条、君島、泉、小泉、山口、平沢
第23区	小田、北太田、小和田、大形、下大島
第24区	作谷、安食、寺具、明石
第25区	中菅間、上菅間、洞下、池田、高野原新田、磯部
第26区	菅間、樋の沢、大井、西大井、高崎、稲荷原、高見原
第27区	下岩崎、細見、小山、茎崎、上岩崎、大舟戸、駒込、泊崎
第28区	小荏、六斗、九万坪、房内、若栗、中山、天宝喜

会 議 概 要

会議の名称		令和 5 年度第 2 回つくば市農業委員会委員候補者選考会			
開催日時		令和 5 年 12 月 21 日(木) 開会 15:00 閉会 15:37			
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟 3 F 会議室 A・B			
事務局（担当課）		つくば市農業委員会事務局			
出席者	委員	飯野 哲雄委員（会長）、片野 博司委員（副会長）、 納口 るり子委員、中野 幸夫委員、久松 美一委員、 吉原 利夫委員、松本 玲子委員、宮城 海代子委員、 浅野 洋子委員			
	事務局	鳴海 秀秋農業委員会事務局長、天貝 雄一農業行政課長、 飯泉 亮成農業行政課長補佐、今野 重彰農業行政課係長、 渡邊 美樹農業行政課主任			
公開・非公開の別		☐ 公開 ☒ 非公開 ☐ 一部公開		傍聴者数	—
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第 5 条第 5 号に規定する審議・検討等の情報であるため。			
議題		つくば市農業委員会委員候補者の選考			
会議録署名人		中野幸夫、吉原利夫		確定年月日	令和 6 年 1 月 9 日
会議次第	1	開会			
	2	会長あいさつ			
	3	会議録署名委員の選任			
	4	農業委員会委員候補者選考			
		(1) 選考シートによる評価結果の集計報告			
		(2) 違反転用に係る調査結果			
		(3) 候補者の決定について			
		(4) 市長への答申について			
		(5) その他			
	5	閉会			
審議が行われ、農業委員会委員候補者 24 名（うち中立委員 1 名を含む。）を確定し、市長への答申内容を決定した。					